

平成27年第5回伊賀市議会（定例会）

【会期：平成27年12月1日～12月22日】

●市長提出議案（補正予算関係）

今回の補正は、各会計を通じ、職員異動にともなう職員人件費について所要額の補正を行うほか、国、県の補助認証の追加又は変更があった事業などを中心に補正を行ったものである。また、第2次伊賀市総合計画第2次再生計画策定業務委託経費や、伊賀鉄道新駅整備実施設計業務委託経費、小学校給食センターPFI導入可能性調査業務委託経費及び各施設の平成28年度の維持管理業務などについて必要な債務負担行為を設定するとともに、地方債では、それぞれ所要額を見込む補正を行っている。

今回の補正は、一般会計、7特別会計及び2企業会計を合わせて、17億276万8000円を追加し、補正後の全会計の予算総額を810億3079万7000円にするものである。

議案 番号	件 名	概 要	議決 結果
104	平成27年度伊賀市一般会計補正予算（第4号）	<p>歳入歳出それぞれ6億5160万3000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ448億2218万4000円とするものである。</p> <p>歳出補正の主な内容は、人件費では、年度内の職員異動等により職員人件費では3429万3000円の減額となっている。物件費では、全体で4273万4000円を増額しているが、主なものとして、保育所管理運営事業で業務従事者賃金1479万6000円を増額しています。健康づくり推進事業で民放テレビにおいて忍にん体操が取り上げられ県内外から注文が殺到したことから、急遽DVD及びCD増版を行った手数料420万8000円を計上したほか、中心市街地活性化事業で賑わい創出検討協議会支援業務委託料276万9000円を計上している。扶助費では、全体で4089万3000円を増額しているが、子ども・子育て支援新制度に移行し負担金が増となったことから私立保育所等施設型給付費2964万4000円を増額したことなどによるものである。補助費等では、全体で2億6755万円を増額しているが、生活保護費の過年度国庫支出金精算返還金1億2359万3000円や、後期高齢者医療広域連合負担金1億円などが主なものである。投資的経費では、全体で1億8480万2000円を増額を行っているが、その主なものとして、西明寺緑ヶ丘線道路改良事業で産業廃棄物処理委託料5500万円を計上するとともに、学校施設耐震補強改修事業で阿山小学校北校舎棟の耐震補強工事費1917万7000円、緑ヶ丘中学校特別教室棟及び管理棟の耐震補強工事費2362万8000円などを増額している。（単独）現年発生公共土木施設災害復旧事業では、平成27年9月8日から9日にかけて、伊賀市に影響をもたらした台風18号による補助対象外工事等の公共土木施設災害復旧費3300万円を計上している。積立金では、故岸宏子氏のご遺族から寄附金を受けたことに伴い、岸宏子文学振興基金への積立金</p>	原案 可決

		1億1632万4000円を計上している。繰出金では、介護保険事業特別会計繰出金3549万7000円を増額する一方、国民健康保険事業特別会計繰出金934万7000円、後期高齢者医療特別会計繰出金627万1000円などを減額し、全体では1987万9000円の増額としている。 歳入では、特定財源として国庫支出金や市債を増額する一方、県支出金を減額したほか、一般財源として財産収入の増額や財政調整基金からの繰入を増額している。	
105	平成27年度伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	会計全体で7億2469万7000円を増額しているが、事業勘定で職員人件費934万4000円などを減額したほか、療養給付費5億6550万4000円、保険財政共同安定化事業拠出金1億4352万5000円、高額医療費拠出金1603万5000円、療養給付費交付金精算返還金2506万4000円をそれぞれ増額している。直営診療施設勘定では、職員人件費769万5000円や嘱託医師の報酬110万円、医薬材料費800万円などを減額したため、全体で1608万7000円を減額している。	原案 可決
106	平成27年度伊賀市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	平成28年4月1日から業務を行うため、警備業務について、債務負担行為を設定している。	原案 可決
107	平成27年度伊賀市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	全体で2億5139万1000円を増額しているが、施設介護サービス給付費2億2500万円、過年度国県支出金精算返還金1億2103万2000円、特定入所者介護サービス給付費4500万円などを増額する一方、居宅介護サービス給付費1億2000万円、居宅介護サービス計画給付費2600万円、介護予防サービス給付費2400万円などをそれぞれ減額している。	原案 可決
108	平成27年度伊賀市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	消費税2111万4000円や各地区の排水処理施設維持管理費693万3000円を増額するとともに、山田南地区の施設整備について事業費の組み替え補正を行っている。	原案 可決
109	平成27年度伊賀市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	浄化消毒薬品購入や、それぞれの維持管理業務委託について債務負担行為を設定している。	原案 可決
110	平成27年度伊賀市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）	保守点検業務委託について債務負担行為を設定している。	原案 可決
111	平成27年度伊賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	職員人件費65万5000円を増額したほか、後期高齢者医療広域連合納付金2383万9000円やマイナンバー制度にかかる後期高齢者医療システム改修委託料600万円を減額するなど、全体では2918万4000円の減額となっている。	原案 可決
112	平成27年度伊賀市病院事業会計補正予算（第2号）	収益的支出で職員給与費1940万1000円を増額している。	原案 可決
113	平成27年度伊賀市水道事業会計補正予算（第1号）	会計全体で5681万3000円を増額しているが、職員人件費について所要の補正を行ったほか、ダム負担金について資本的支出から収益的支出へ組み替え補正を行うことにより、収益的支出で1億4423万5000円の増額、資本的支出で8742万2000円の減額、全体では、5681万3000円の増額としている。	原案 可決

●市長提出議案（補正予算関係議案を除く。）

議案 番号	件 名	概 要	議決 結果
114	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	<p>【制定理由】行政不服審査法の改正に伴い、法律制定年番号、法律条項、用語等が改められたため、関係条例の改正を行う条例を制定する。</p> <p>【改正する条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀市行政手続条例</li> <li>・伊賀市職員の給与に関する条例</li> <li>・伊賀市手数料条例</li> <li>・伊賀市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例</li> <li>・伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</li> <li>・伊賀市消防団員等公務災害補償条例</li> </ul> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	原案 可決
115	岸宏子文学振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	<p>【制定理由】故岸宏子氏の遺言に基づき遺贈された財産を、地域の文学振興の発展に活用するための「岸宏子文学振興基金」を設置するため、条例を制定する。</p> <p>【条例の内容】基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分等を規定する。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	原案 可決
116	伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	<p>【制定理由】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）では、個人番号の利用範囲、特定個人情報の提供は制限されているが、市の事務において、マイナンバー法に規定する事務以外に利用等する場合は、条例で規定する必要があるため制定する。</p> <p>【条例の内容】マイナンバー法に規定されていない事務に個人番号を利用する場合（独自利用）、市で特定個人情報の授受を行う場合（庁内連携）、教育委員会等への特定個人情報の提供を規定する。</p> <p>【施行期日】平成28年1月1日（一部の規定を除く。）</p>	原案 可決
117	伊賀市行政組織条例の一部改正について	<p>【改正理由】新たな行政需要や行政課題に対応し、住民サービスのより一層の向上と行財政改革の推進を図るため、現行組織の見直しを行う。</p> <p>【改正内容】「市政再生課」を「行財政改革推進課」に改称するとともに、総務部所管課とする。</p> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	原案 可決

118	伊賀市職員の再任用に関する条例及び伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由及び内容】被用者年金一元化による法改正に伴い、厚生年金保険法が改正され、地方公務員等共済組合法の一部であった年金部分について、厚生年金保険法の適用を受けることから、伊賀市職員の再任用に関する条例及び伊賀市職員の退職手当に関する条例において引用している法律条項等を改正する。また、行政不服審査法の改正に伴い、退職手当に関する条例において引用する法律条項等を改正する。</p> <p>【施行期日】公布の日（平成27年10月1日から適用）、行政不服審査法の改正に伴う改正は平成28年4月1日</p>	原案可決
119	伊賀市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由及び内容】被用者年金一元化による法改正に伴い、地方公務員等共済組合法等に基づく共済年金が厚生年金に一元化されたことから、他の法令との調整により経過措置として支払われる年金の乗率等を改正する。</p> <p>【施行期日】公布の日（平成27年10月1日から適用）</p>	原案可決
120	芭蕉翁記念館及び蓑虫庵条例の一部改正について	<p>【改正理由】現在の施設管理運営上の課題解決、また、平成25年12月に（仮称）芭蕉翁記念館事業計画検討委員会から、新記念館は市直営による運営形態が適当とする答申が示されていることを受け、今後、整備予定の新記念館も見据え、新たな管理運営形態を検討する必要があることから、暫定的に指定期間を変更し、その間に今後の管理運営のあり方を検討する。</p> <p>【改正内容】附則において、平成28年4月1日からの指定管理者の指定期間を1年間とする。</p> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	原案可決
121	伊賀市市税条例の一部改正について	<p>【改正理由】総務省からの「身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し」の要請による市税の減免申請期限の見直しに伴うもののほか、地方税法等の改正及び行政不服審査法の改正による。</p> <p>【改正内容】軽自動車税、市民税等の減免申請期限を「納期限前7日」から「納期限」とする。また、災害を受けたことにより税金を一時納付することができない場合等法令等に基づく一定の要件の下、納税を猶予する規定を追加するほか、行政不服審査法の改正により用語を改める。</p> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	原案可決
122	伊賀市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	<p>【改正理由】地方税法施行規則等の改正による。</p> <p>【改正内容】マイナンバー法に規定する個人番号又は法人番号を地方税に関する申告書等の各様式に記載することを規定する。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	原案可決
123	伊賀市生活館条例の一部改正について	<p>【改正理由】現在設置している6生活館のうち、第2生活館及び第6生活館は近年利用実績がなく、また、公共施設最適化計画において廃止する計画であることから、両施設を廃止する。</p> <p>【改正内容】第2生活館及び第6生活館を削除する。</p>	原案可決

		【施行期日】平成28年4月1日	
124	伊賀市地区会館条例の一部改正について	<p>【改正理由】寺田公民館及び久米町ふれあい会館は、地域の公民館として利用されている施設であるが、公共施設最適化計画において、両施設は地域への譲渡を含め、今後のあり方の検討を進めていくことから、指定管理者の指定期間を改正する。</p> <p>【改正内容】指定管理者の指定期間を「10年間」から「5年間」とする。</p> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	原案 可決
125	伊賀市火葬場設置条例の一部改正について	<p>【改正理由】寺田火葬場、奥馬野火葬場、老川火葬場及び北山火葬場は、近年、利用が減少していることから、廃止の方向で地域と協議をした結果、理解が得られたので、各施設を廃止する。また、下郡火葬場及びまえがわ火葬場は、今後の利用状況を見ながら廃止の方向で各地域と協議を進めていくことから、指定管理者の指定期間を改正する。</p> <p>【改正内容】4火葬場を削除し、存続する2火葬場の指定管理者の指定期間を「10年間」から「5年間」とする。</p> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	原案 可決
126	伊賀市印鑑条例の一部改正について	<p>【改正理由】印鑑登録証明書の利用機能等を記録した個人番号カードは、コンビニ交付サービスを利用して印鑑登録証明書を取得することができることから、印鑑登録証の取扱いについて特例規定を追加する。</p> <p>【改正内容】印鑑登録証を交付している者に印鑑登録証明書の利用機能等を記録した個人番号カードを交付するときは、印鑑登録証と引換えに交付する。個人番号カードにより印鑑登録証明書のコンビニ交付を行う。</p> <p>【施行期日】平成28年1月1日</p>	原案 可決
127	伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】障がい者グループホームの「伊賀ホームほほえみ」は、建物を借用し、運営している施設であるが、耐震性がないため、公共施設最適化計画において、平成31年度までに民営化し、他の場所へ移転する計画となっている。</p> <p>しかし、当ホームは、存続が必要であること、また、民間による継続実施が可能な施設であることなどから、平成30年度から民営化による事業継続を行っていくため、指定管理者の指定の期間を改正する</p> <p>【改正内容】指定管理者の指定期間を「5年間」から「2年間」とする。</p> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	原案 可決
128	伊賀市保育所条例の一部改正について	<p>【改正理由】近年、少子化等により入園児童数は減少傾向をたどっているが、子どもの少ない保育園では、子どもの社会的な発達を促す健全な集団保育を保障することが困難となることから、保護者、地元の方々と話し合いを重ねてきた結果、比自岐保育所は廃止し、柘植保育園と</p>	原案 可決

		<p>柘植第2保育園は統合する。</p> <p>【改正内容】別表中比自岐保育所及び柘植保育園を削除し、柘植第2保育園を柘植保育園とする。</p> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	
129	伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】全国的に共働き家庭等の増加や小学校の統合等により、放課後児童クラブへのニーズが非常に高くなっており、本市においても未設置校区の保護者や地域の方々から要望があることから、未設置校区のうち新たに2箇所設置する。</p> <p>【改正内容】成和西小学校区及び成和東小学校区にそれぞれ放課後児童クラブを設置する。</p> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	原案可決
130	伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	<p>【改正理由】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正による。</p> <p>【改正内容】保育事業所において保育士とみなすことができる者に、准看護師を追加する。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	原案可決
131	伊賀市国民健康保険税条例等の一部改正について	<p>【改正理由】①総務省からの「身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し」の要請による市税の減免申請期限の見直しに伴い、国民健康保険税の減免申請期限を見直す。</p> <p>②未施行の改正条例の一部の施行期日が変更されたことによる。</p> <p>【改正内容】①減免申請期限を「納期限前7日」から「納期限」に改める。</p> <p>②一部の改正規定の施行期日を「平成28年1月1日」とする。</p> <p>【施行期日】①平成28年4月1日 ②公布の日</p>	原案可決
132	伊賀市立学校設置条例の一部改正について	<p>【改正理由】伊賀市校区再編計画に基づき、平成28年4月より鞆田小学校を阿山小学校に統合する。</p> <p>【改正内容】別表中鞆田小学校を削除する。</p> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	原案可決
133	伊賀市農業公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】農業公園内の「伊賀市農村ふれあいセンター」は、公共施設最適化計画において、関係団体等への譲渡、民営化を検討し、平成30年度に譲渡する計画となっていることから、指定管理者の指定期間を改正する。</p> <p>【改正内容】指定管理者の指定期間を「5年間」から「2年間」とする。</p> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	原案可決
134	伊賀市勤労者福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】伊賀市勤労者福祉会館は、老朽化と耐震性が低いいため、公共施設最適化計画において、3年後に他施設へ機能移転する計画となっていることから指定管理者の指定期間を改正する。</p>	原案可決

		<p>【改正内容】指定管理者の指定期間を「5年間」から「3年間」とする。</p> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	
135	阿山ふるさとの森公園条例の一部改正について	<p>【改正理由】阿山ふるさとの森公園は、公共施設最適化計画において、本年度に民間等への貸付・売却を進める計画であるが、本年度中での売却等が困難であることから、来年度からの指定管理者の指定期間を3年とし、その間に民間への売却等の方向性を検討する。</p> <p>【改正内容】指定管理者の指定期間を「5年間」から「3年間」とする。</p> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	原案 可決
136	希望ヶ丘生きがいセンター条例等の廃止について	<p>【廃止理由】介護予防拠点施設は、伊賀・阿山・青山地域に設置しており、他の地域にはなく、これらの地域を含めた現在の介護予防は、身近な地域、歩いて行ける生活圏域の集会所等で実施されている。今後の介護予防についても同様であり、地域間の公平性を考える上で、一定地域のみが存在する介護予防拠点施設を地域へ譲渡し、有効活用していただくため、また、公共施設最適化計画に基づき6条例を廃止する。</p> <p>【廃止する条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望ヶ丘生きがいセンター条例</li> <li>・壬生野福祉ふれあいセンター設置条例</li> <li>・下柘植かがやきの郷設置条例</li> <li>・伊賀市介護予防センターの設置及び管理に関する条例</li> <li>・新堂元気老人ステーション設置条例</li> <li>・鞆田地区介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例</li> </ul> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	原案 可決
137 138 139 140 141 142 143	指定管理者の指定について	<p>【提案理由】指定管理期間が満了する21施設及び新たに指定管理者制度を導入する3施設について、平成28年度からの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀市文化会館、ふるさと会館いが、あやま文化センター、青山ホール</li> <li>・偲翁舎</li> <li>・しらさぎ運動公園多目的グラウンド・屋外ゲートボール場・管理棟</li> <li>・島ヶ原会館</li> <li>・島ヶ原ふれあいの里</li> <li>・伊賀の国大山田温泉</li> <li>・伊賀市盲人ホーム</li> </ul>	137 139 ) 154 原案 可決  138 継続 審査

144		・放課後児童クラブキッズうえの	
145		・放課後児童クラブフレンズうえの	
146		・放課後児童クラブ「げんきクラブ」	
147		・大山田放課後児童クラブ「あっとほうむ」	
148		・阿山放課後児童クラブ「ポップコーン」	
149		・壬生野放課後児童クラブ	
150		・柘植放課後児童クラブ	
151		・島ヶ原放課後児童クラブ	
152		・だんじり会館	
153		・伊賀焼伝統産業会館、伊賀・信楽古陶館	
154		・青山ハーモニー・フォレスト	
155	辺地に係る総合整備計画の策定について	<p>【提案理由】比自岐地域、槇山地域、種生地域、上高尾地域及び奥鹿野地域の5地域で辺地に係る総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【計画内容】平成28年度から平成32年度までの5カ年に、行政バスの購入、地区市民センターの改修、耐震性防火水槽の設置、市道整備等の事業を実施する。</p>	原案 可決
156	公平委員会委員の選任について	<p>【提案理由】公平委員会委員1名の任期が平成27年12月24日に満了するため、後任の公平委員会委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>【候補者】高橋伸佳氏</p> <p>【任期】平成27年12月25日から4年間</p>	同意
157	教育委員会委員の任命について	<p>【提案理由】教育委員会委員1名の任期が平成27年12月24日に満了するため、後任の教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>【候補者】長谷康弘氏</p> <p>【任期】平成27年12月25日から4年間</p>	同意

●議員提出議案

発議 番号	件 名	提出者	概 要	議決 結果
16	マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の提出について	赤堀久実 嶋岡壯吉 上田宗久 田山宏弥 森岡昭二	<p>【提案の理由及び内容】マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められています。直接のカード交付経費である地方公共団体情報システム機構への交付金については、平成27年度は国庫補助（個人番号カード交付事業費補助金・補助率10/10）が措置される一方、市町村のカード交付事務に係る経費については、個人番号カード事務費補助金が措置されます。しかし、これは、国が平成27年度に予算化した40億円を、市町村の人口比で按分した額によって交付申請を行うこととされ、本来全額が国庫負担であるべきところ、非常に低い補助上限額となっており、自ずと市町村は財源負担を強いられることとなっています。</p> <p>また、平成28年度以降についても、マイナンバーは相当数の交付が見込まれますが、現時点では、これらに対して十分な補助金額が確保されるのか明確ではありません。</p> <p>そこで、政府において自治体負担の軽減のために以下の事項について特段の配慮を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成28年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担とし、十分な予算措置をすること。</li> <li>2 同様に、円滑な個人番号カード交付事務を行うため、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など、全額を国の負担とし十分な予算措置を行うこと。</li> <li>3 地方自治体の予算編成等に支障が出ないよう、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入準備のために必須の情報を適時適切に提供すること。</li> <li>4 マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催など十分な支援を実施すること。</li> <li>5 配達できなかった簡易書留郵便（マイナンバー通知）の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。</li> <li>6 マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知広報に対する支援を実施すること。</li> </ol> <p>【提出先：内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣】</p>	原案 可決